



六管区水路通報第22号

令和6年6月7日

第六管区海上保安本部

【目次】

第235項	瀬戸内海	播磨灘、大多府島南方	潜水作業
第236項	瀬戸内海	備讃瀬戸航路及び水島航路	流速計設置
第237項	瀬戸内海	水島港	重量物荷役作業
第238項	瀬戸内海	黒土瀬戸、高島北岸	防波堤完成等
第239項	瀬戸内海	三原瀬戸、因島西方	灯浮標交換作業
第240項	瀬戸内海	西条港付近	ボーリング作業
第241項	瀬戸内海	広島港、第3区及び付近	海上作業
第242項	瀬戸内海	広島湾、能美島西方	救難訓練
第243項	瀬戸内海	屋代島南岸	橋梁灯一時業務休止
第244項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	磁気探査作業
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

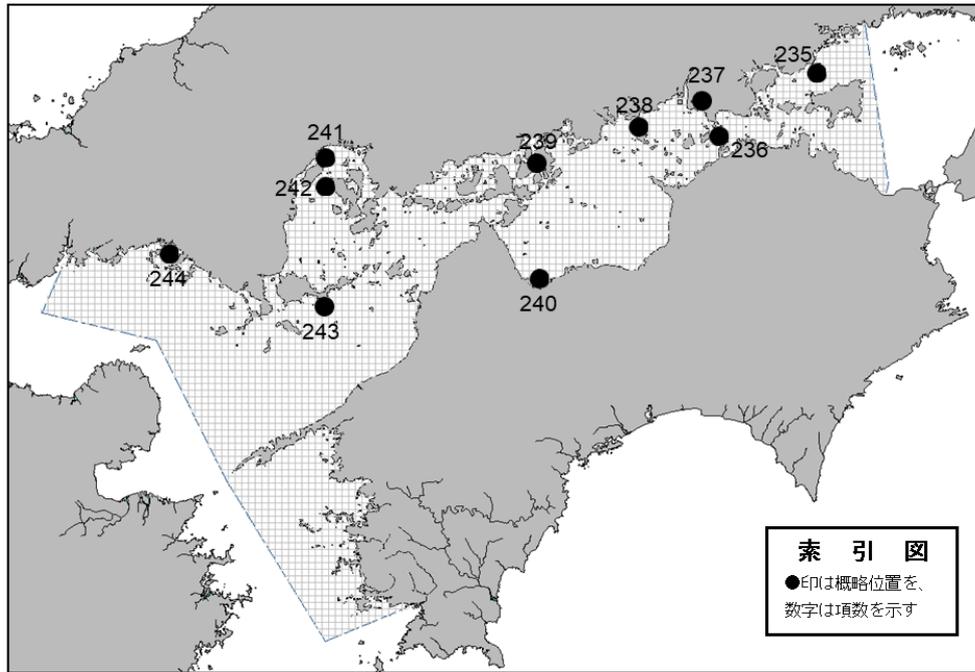
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年235項 瀬戸内海 — 播磨灘、大多府島南方 潜水作業

期 間 令和6年6月10日～14日、7月8日～12日、8月5日～9日
 (予備日6月15日～30日、7月13日～31日、8月10日～31日)の日出～日没

区 域 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-40-44N 134-18-05E
- (2) 34-40-36N 134-18-05E
- (3) 34-40-30N 134-17-53E
- (4) 34-40-36N 134-17-41E
- (5) 34-40-44N 134-18-01E

海 図 W1115-W1114-W150B-
W106-JP106

出 所 第六管区海上保安本部



★6年236項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸航路及び水島航路 流速計設置

期 間 令和6年6月18日～7月25日(予備日26日～8月16日)

位置1 34-24-40N 133-56-33E

位置2 34-21-18N 133-48-45E

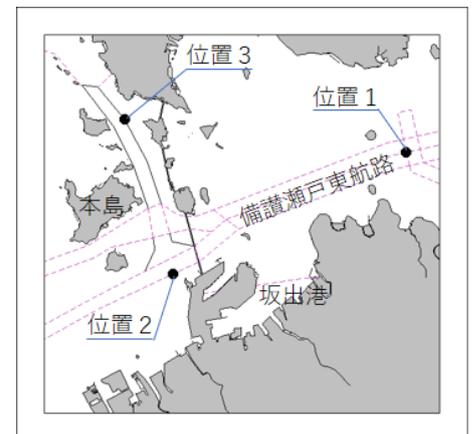
位置3 34-25-35N 133-47-07E

- 備 考 (1) 位置1は備讃瀬戸東航路中央第2号灯浮標に、
 位置2は備讃瀬戸南航路第10号灯浮標に、
 位置3は水島航路第10号灯浮標に、
 流速計付浮標を接続する

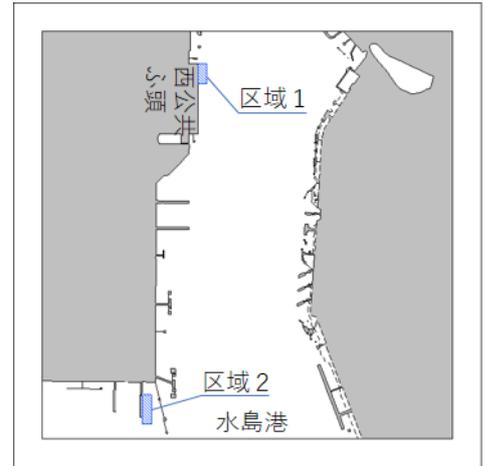
- (2) 流速計付浮標は黄色灯(4秒1閃光)で表示

海 図 W1371-W1121-JP1121-W1122-
W1116-W137A-JP137A-W137B-
JP137B-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年237項 瀬戸内海 — 水島港 重量物荷役作業
 期間 令和6年6月25日(予備日26日～30日)の日出～日没
 区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-30-41N 133-44-13E(岸線角)
 (2) 34-30-41N 133-44-15E
 (3) 34-30-38N 133-44-15E
 (4) 34-30-38N 133-44-13E(岸線上)
 区域2 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-29-53N 133-44-04E(棧橋上)
 (2) 34-29-53N 133-44-05E
 (3) 34-29-49N 133-44-05E
 (4) 34-29-49N 133-44-04E
 備考 警戒船を配置
 海図 W1127A-JP1127A
 出所 水島港長



★6年238項 瀬戸内海 — 黒土瀬戸、高島北岸 防波堤完成等
 六管区水路通報4年39号530項削除

1. 防波堤完成

区域 2地点を結ぶ線上(幅5.8m)
 (1) 34-25-56.9N 133-30-09.5E
 (2) 34-25-56.9N 133-30-06.6E

2. 簡易灯存在

位置1 34-25-56.9N 133-30-09.5E(防波堤東端)、
 赤色灯(3秒1閃光)
 位置2 34-25-56.9N 133-30-06.6E(防波堤西端)、
 緑色灯(3秒1閃光)

海図 W1119-W137B-JP137B-W1118-
 W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



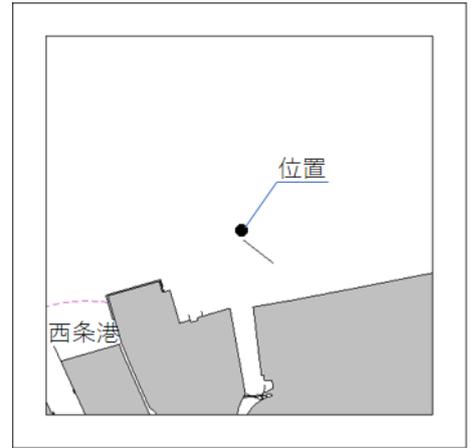
★6年239項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、因島西方 灯浮標交換作業

期間 令和6年6月12日(予備日13日～19日)の日出～日没
 位置 34-19.7N 133-08.0E、竜王山沖灯浮標
 備考 警戒船を配置
 海図 W114-W103-W130-W1118
 参照書誌 411 4499番
 出所 第六管区海上保安本部



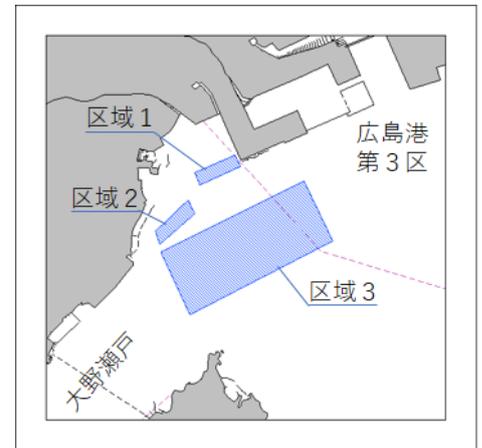
★6年240項 瀬戸内海 — 西条港付近 ポーリング作業

期間 令和6年6月15日～30日(予備日7月1日～14日)の日出～日没
位置 33-57-19N 133-11-51E
備考 (1) ポーリング檣の四隅に黄色灯を設置
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置
海図 W1236-W1128-W153-JP153
出所 第六管区海上保安本部



★6年241項 瀬戸内海 — 広島港、第3区及び付近 海上作業

期間 令和6年6月17日～22日の内3日間の日出～日没
区域1 4地点により囲まれる区域
(1) 34-20-18N 132-20-09E
(2) 34-20-13N 132-20-12E
(3) 34-20-03N 132-19-48E
(4) 34-20-09N 132-19-45E
区域2 4地点により囲まれる区域
(1) 34-19-56N 132-19-41E
(2) 34-19-49N 132-19-45E
(3) 34-19-34N 132-19-24E
(4) 34-19-40N 132-19-21E
区域3 4地点により囲まれる区域
(1) 34-20-05N 132-20-50E
(2) 34-19-36N 132-21-07E
(3) 34-18-59N 132-19-42E
(4) 34-19-30N 132-19-25E
備考 (1) 作業船による海底耕うん作業
(2) 作業船は耕うん機をえい航する
(3) 警戒船を配置
海図 W1112B-JP1112B-W142-JP142
出所 広島港長



★6年242項 瀬戸内海 — 広島湾、能美島西方 救難訓練

期 間 令和6年6月24日(予備日25日)の0900～1500

区 域 34-12-30N 132-21-30Eの地点を中心とする
半径2000mの円内

備 考 (1) 巡視艇によるえい航及びもやい銃発射を伴う訓練
(2) 警戒船を配置

海 図 W113-W142-JP142-
W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年243項 瀬戸内海 — 屋代島南岸 橋梁灯一時業務休止

六管区水路通報6年13号153項削除

期 間 令和6年7月16日まで

名 称 沖家室大橋橋梁灯(P5灯、P6灯)

位置1 33-51.6N 132-21.6E

名 称 沖家室大橋橋梁灯(P7灯、P8灯)

位置2 33-51.5N 132-21.6E

備 考 (1) 橋脚補修工事に伴う業務休止
(2) 橋脚は代替灯火で明示する

海 図 W1132-W140-W142-JP142

参照書誌 411 4933.04、4933.05、4933.11、4933.12番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年244項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 磁気探査作業

期 間 令和6年8月2日まで(予備日を含む)の日出～日没

区域1 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-01-33N 131-46-59E
- (2) 34-01-20N 131-46-48E
- (3) 34-01-26N 131-46-34E
- (4) 34-01-35N 131-46-41E
- (5) 34-01-39N 131-46-47E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-01-50N 131-46-32E
- (2) 34-01-23N 131-46-22E
- (3) 34-01-24N 131-46-16E
- (4) 34-01-51N 131-46-26E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-01-21N 131-46-20E
- (2) 34-00-42N 131-45-54E
- (3) 34-00-44N 131-45-50E
- (4) 34-01-23N 131-46-17E

- 備 考 (1) 作業船は調査台船をえい航する(えい航長約58m)
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置

海 図 W1106-JP1106-W126-JP126

出 所 徳山下松港長





海上保安庁

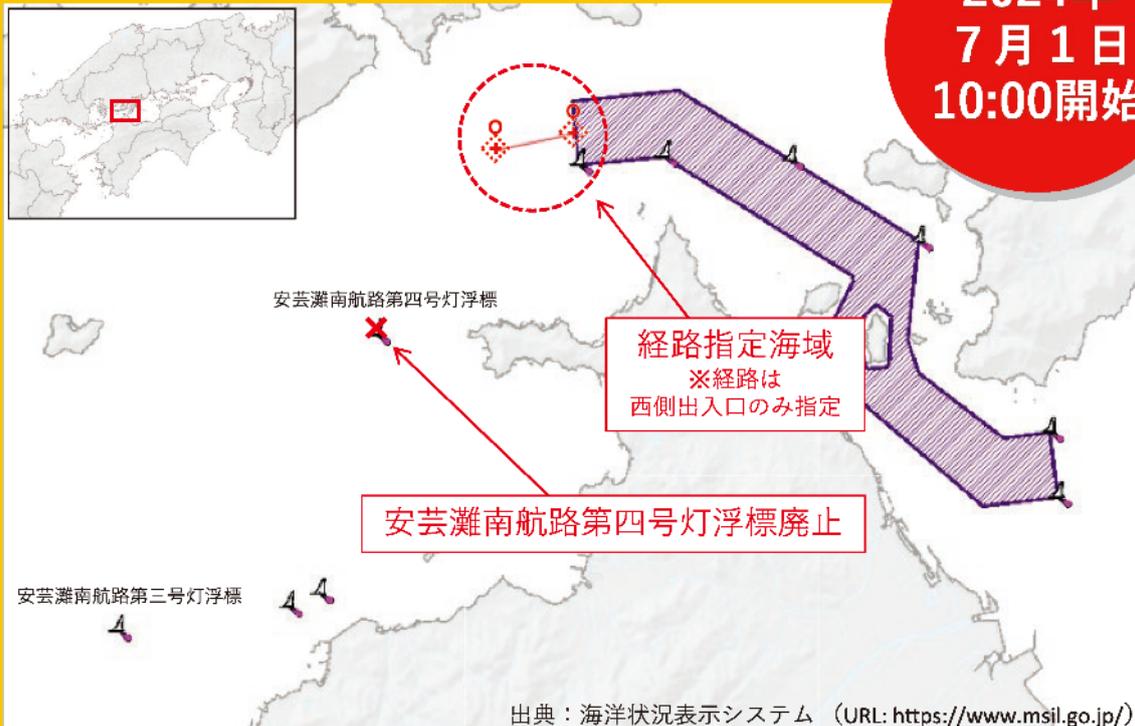


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

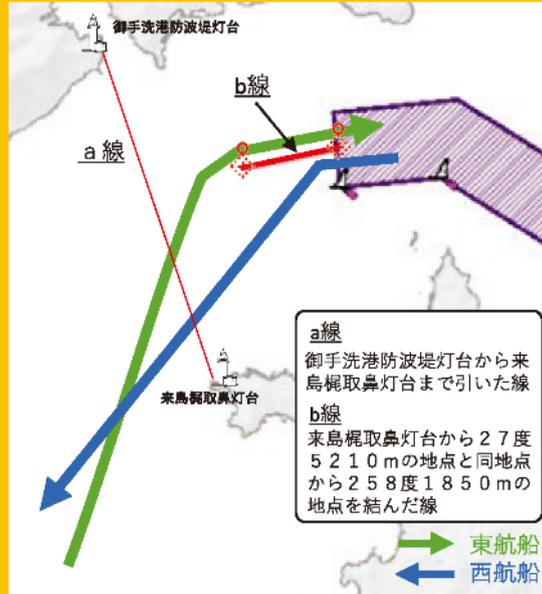
1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

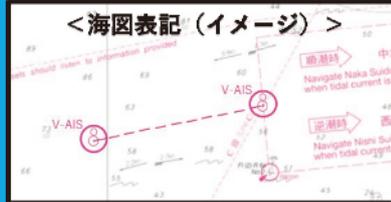
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成